

企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」

企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（平成 27 年 12 月 28 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前	備考
<p>企業会計基準適用指針第 26 号 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」</p> <p style="text-align: center;">平成 27 年 12 月 28 日 <u>改正平成 28 年 3 月 28 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第 26 号 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」</p> <p style="text-align: center;">平成 27 年 12 月 28 日 企業会計基準委員会</p>	
<p>適用指針 適用時期等</p> <p>49. 本適用指針の適用時期等に関する取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)ただし書きの適用にあたって、早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表においては、早期適用した連結会計年度及び事業年度の四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表（以下「<u>比較情報</u>」という。）について第 49 項(3)①から③に該当する定めを当該年度の期首に遡って適用する。</p>	<p>適用指針 適用時期等</p> <p>49. 本適用指針の適用時期等に関する取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)ただし書きの適用にあたって、早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表においては、早期適用した連結会計年度及び事業年度の四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表について<u>本適用指針</u>を当該年度の期首に遡って適用する。</p>	
<p>(3) 本適用指針の適用初年度の期首において、次の定めを適用することにより、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>(3) 本適用指針の適用初年度の期首において、次の項目を適用することにより、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>字句の訂正</p>

改正後	改正前	備考
<p>49-2. <u>平成 28 年に改正された本適用指針（以下「平成 28 年改正適用指針」という。）の適用時期は、平成 27 年 12 月に公表された本適用指針と同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>	
<p>51. <u>平成 27 年 12 月に公表された本適用指針は、第 326 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>51. 本適用指針は、第 326 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。</p>	
<p>51-2. <u>平成 28 年改正適用指針は、第 332 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>(新 設)</p>	
<p>結論の背景 経 緯 55-2. <u>平成 28 年改正適用指針は、本適用指針を早期適用した場合の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における比較情報の取扱いの意図を明確にするために、所要の改正を行ったものである。</u></p>	<p>結論の背景 経 緯 (新 設)</p>	
<p>適用時期等 119. (略) また、企業の実態をより適切に反映する目的から早期適用を認めることとし、平成 28 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができるものとした（第 49 項(1)ただし書き参照）。第 49 項(1)ただし書きを適用する場合、比較可能性を確保する観点から、早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表においては、<u>比較情報について第 49 項(3)①から③に該当する定めを当該年度の期首</u></p>	<p>適用時期等 119. (略) また、企業の実態をより適切に反映する目的から早期適用を認めることとし、平成 28 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができるものとした（第 49 項(1)ただし書き参照）。第 49 項(1)ただし書きを適用する場合、比較可能性を確保する観点から、早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表においては、<u>早期適用した連結会計年度及び事業年度の四半期連結財務諸表及び四半</u></p>	

改正後	改正前	備考
に遡って適用することとした（第 49 項(2) 参照）。	<u>期個別財務諸表</u> について本適用指針を当該年度の期首に遡って適用することとした（第 49 項(2) 参照）。	
120. 本適用指針では、適用初年度の期首において第 49 項(3)①から③に該当する <u>定め</u> を適用することにより、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うことを示している。その理由は次のとおりである。 (1)～(3) (略)	120. 本適用指針では、適用初年度の期首において第 49 項(3)①から③に該当する <u>項目</u> を適用することにより、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うことを示している。その理由は次のとおりである。 (1)～(3) (略)	字句の訂正
122. (略) この点、本適用指針には、(1) 監査委員会報告第 66 号における表現のみを見直したもの、(2) 監査委員会報告第 66 号における考え方を踏まえた上で取扱いをより明確に定めたもの、(3) 監査委員会報告第 66 号の定めの内容を実質的に変更しているものが含まれていると考えられるが、示された懸念に対応するために会計方針の変更に該当する「(3) 監査委員会報告第 66 号の定めの内容を実質的に変更しているもの」を特定することとし、第 49 項(3)①から③に該当する <u>定め</u> を適用することにより、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うこととした（第 49 項(3) 参照）。	122. (略) この点、本適用指針には、(1) 監査委員会報告第 66 号における表現のみを見直したもの、(2) 監査委員会報告第 66 号における考え方を踏まえた上で取扱いをより明確に定めたもの、(3) 監査委員会報告第 66 号の定めの内容を実質的に変更しているものが含まれていると考えられるが、示された懸念に対応するために会計方針の変更に該当する「(3) 監査委員会報告第 66 号の定めの内容を実質的に変更しているもの」を特定することとし、第 49 項(3)①から③に該当する <u>項目</u> を適用することにより、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うこととした（第 49 項(3) 参照）。	字句の訂正
124. (略) この点、会計方針の変更による期首の影響額を把握する項目を第 49 項(3)①から③に該当する <u>定め</u> に特定することとしたため（第 122 項参照）、当該懸念に対する実務上の負担は相対的に軽減されているものと考えられる。なお、早期適用する年度の年度末において第 49 項(3)①から③に該当する <u>定め</u> の適用を検討する際には、当該年度の期首における状況も合わせて整合性がとれる	124. (略) この点、会計方針の変更による期首の影響額を把握する項目を第 49 項(3)①から③に該当する <u>項目</u> に特定することとしたため（第 122 項参照）、当該懸念に対する実務上の負担は相対的に軽減されているものと考えられる。なお、早期適用する年度の年度末において第 49 項(3)①から③に該当する <u>項目</u> の適用を検討する際には、当該年度の期首における <u>当該項目</u> の状況も合わせて整合	字句の訂正

改正後	改正前	備考
<p>ように検討を行うこととなる。</p>	<p>性がとれるように検討を行うこととなる。</p>	
<p>124-2. 平成 27 年 12 月に本適用指針を公表した後、早期適用した企業において、早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表に対応する比較情報について、期首に遡って適用する範囲を明確にすべきとの意見が聞かれた。</p> <p><u>この点、当該比較情報については、会計方針の変更として取り扱われる第 49 項(3)①から③に該当する定めに限って、当該年度の期首に遡って適用することを、本適用指針の公表時に当委員会は意図していた。平成 28 年改正適用指針では、この公表時の意図を確認するために、第 49 項(2)の表現を一部見直した。</u></p>	<p>(新 設)</p>	

以 上